

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	相互銀行 商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関

記 載 要 領

1. 「政府関係金融機関」の欄には、国民金融公庫、住宅金融公庫、中小企業金融公庫、日本輸出入銀行又は日本開発銀行等について記載すること。
2. 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
(例○○銀行○○支店)